

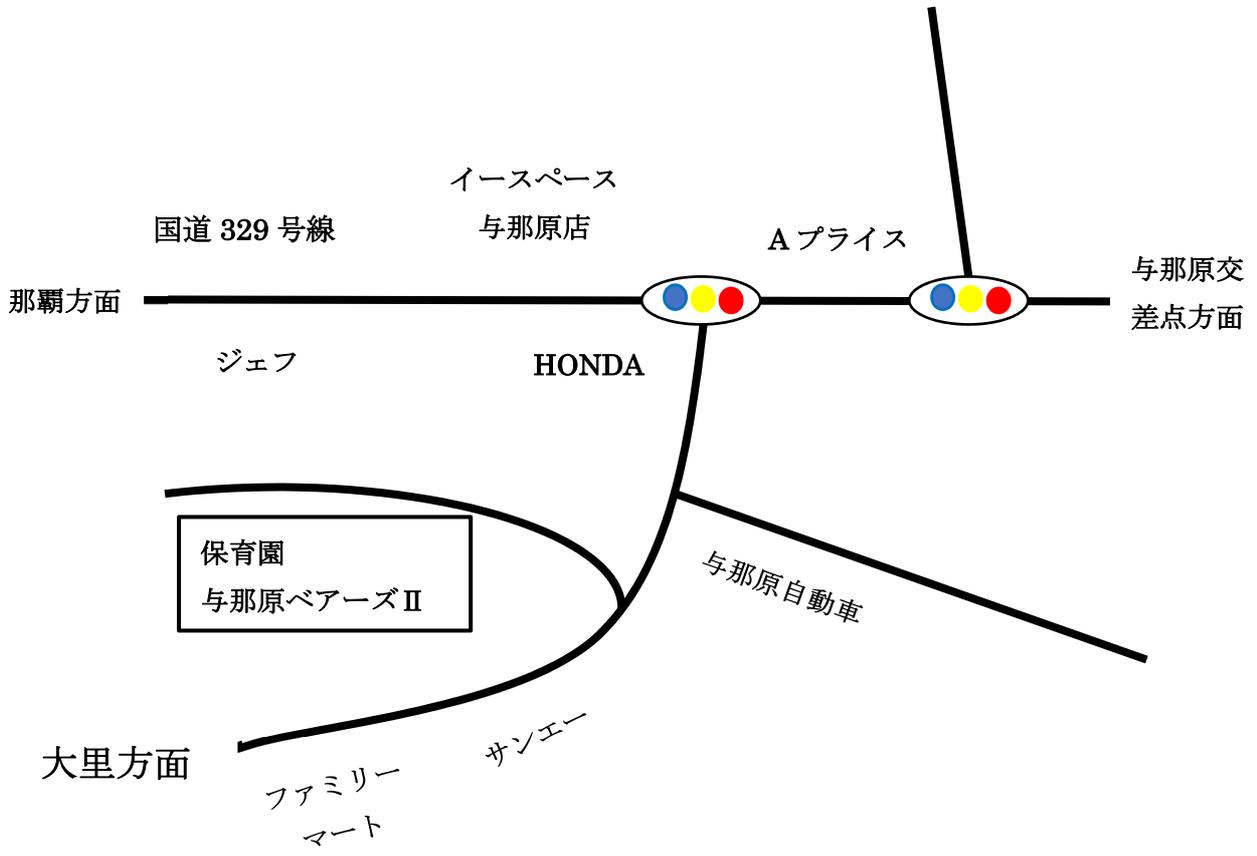
2019年度 保育園しおり

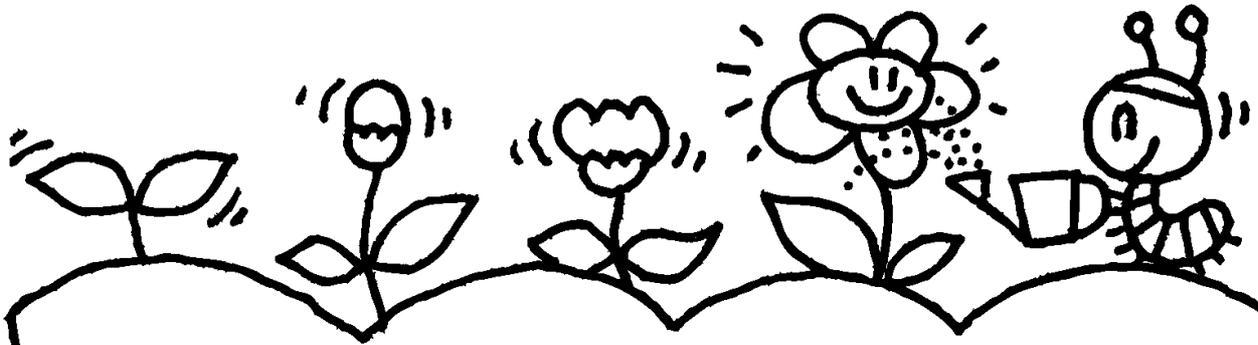


社会福祉法人 尚徳福祉会

保育園与那原ベアーズⅡ

〒901-1302 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原488-2
TEL 098-894-8795 FAX 098-894-8793





はじめに

お子様の保育園での生活が居心地の良いものとなるように、保護者の皆様と協力し合ってより良い保育を進めていきたいと思えます。

保育園は、保護者の皆様が仕事や病気でお子様の養育ができない場合に、児童福祉法にもとづいて保護者に代わってお子様をお預かりし保育する所です。

0歳～6歳まで、集団生活のなかで年齢にふさわしい養護と教育を行ないます。家庭と保育園が連携し共に育てていきましょう。

乳幼児期は人格形成の最も大切な時期です。一緒に考え合いながらお子様の健やかな成長を援助していきましょう。

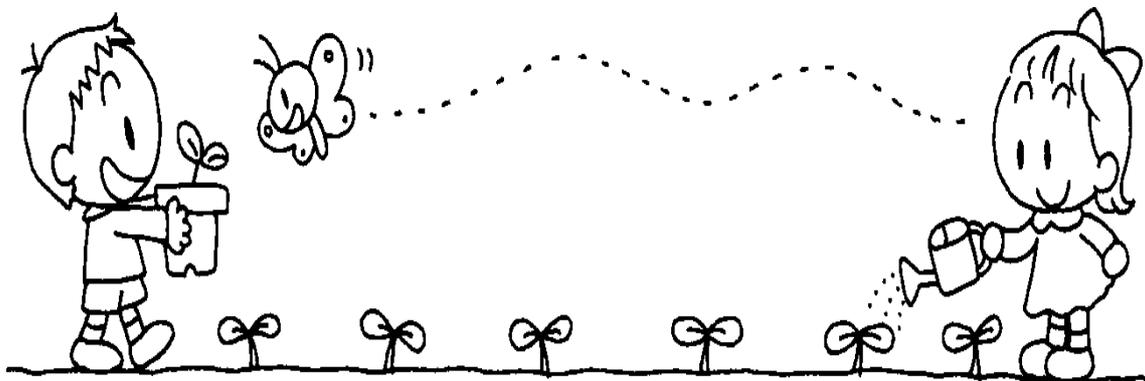
お子様が生き生きと、楽しい保育園生活を送る事ができるように努めていきたいと思っております。ご心配なこと、ご不安なこと、疑問などがありましたら、どうぞご遠慮なく職員に声を掛けてくださいますようお願い致します。



*** 目 次 ***

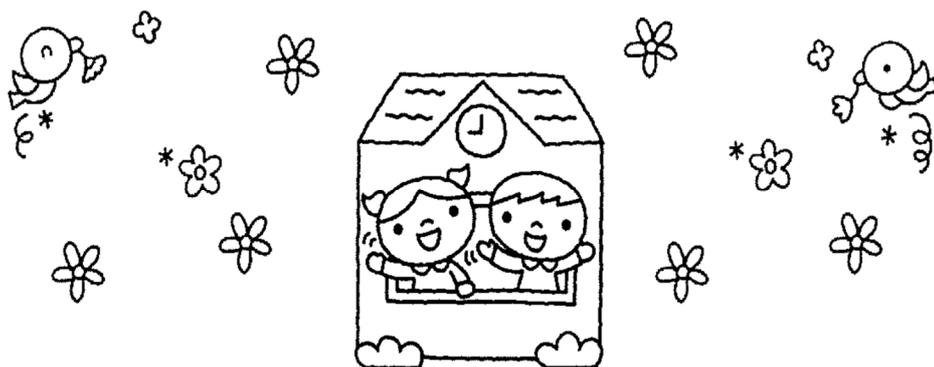
事業者の運営主体-----	1
1. 保育園の概要-----	2
2. 保育理念・保育基本方針及び園目標-----	3
3. 園舎平面図-----	4
4. 園保育の生活時間(月～金)-----	5
5. 園生活の手引き-----	6
(1) 保育時間について	
(2) 登園時間について	
(3) 送迎について	
(4) 登降園時(全世帯対象)にすることについて	
(5) 休園日について	
(6) 保育園からの連絡等について	
(7) 主な年間行事について	
(8) 提出物について	
(9) 異動届について	
6. 食事について-----	9
(1) 給食内容について	
(2) 食事時間について	
(3) 食物アレルギーの対応について	
7. 保健について-----	10
(1) 登園の目安について	
(2) 主な保健活動	
(3) 薬の取り扱いについて	
(4) 保育園からの連絡の目安	
(5) 感染症の病気について	
(6) 予防接種について	
(7) 保育中のケガについて	
(8) 保険について	
8. 非常災害時の対策-----	14
(1) 避難訓練・避難場所について	
(2) 大規模地震の警戒宣言等が発令された場合の保育園における対策について	
(3) 台風における対応について	
9. 持ち物について-----	16

10. 利用料（主食・延長保育・夕食）について-----	20
(1) 主食について	
(2) 延長保育の利用料・間食・夕食等について	
(3) 利用料について	
11. 利用料の徴収方法について -----	22
12. 申請書書類	
(様式1) 延長保育利用 申請書(標準時間認定) -----	23
(様式2) 延長保育利用 申請書(短時間認定) -----	24
(様式3) 夕食利用申請書 -----	25
13. 登園許可証明書・登園届について -----	26
個人情報について 苦情解決制度(保育サービス改善のためのシステム)	
小学校との連携 地域の育児支援について 特別支援児保育 一時保育事業	
産休明け保育 医療ケアが必要な児童の保育について-----	29



事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 尚徳福祉会
事業者の所在地	〒683-0257 鳥取県米子市榎原 1889-6
事業者の電話番号・FAX	TEL 0859-26-5050 FAX 0859-30-2141
代表者氏名	理事長 谷本 要
定款の目的に定めた事業	イ) 保育所の経営 ロ) 介護老人保健施設及び老人福祉センターの経営 ハ) 放課後児童健全育成事業の経営 ニ) 老人デイサービスセンターの経営 ホ) 老人居宅介護等事業の経営 ヘ) 病児保育事業の経営 ト) 一時預かり事業の経営

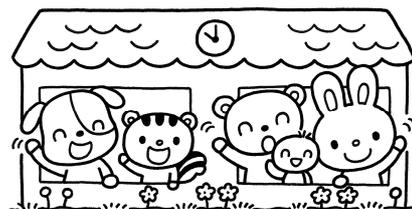


1. 保育園概要

名称 社会福祉法人 尚徳福社会 保育園与那原ベアーズII
所在地 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原488-2
TEL 098-894-8795
FAX 098-894-8793

開園年月日 2019年4月1日

施設 鉄筋コンクリート2階建
面積 敷地 1144.80 m²
床面積 985.86 m²
園庭 367.409 m²



定員 131名

年齢別定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
9名	18名	20名	30名	27名	27名	131名

職員数 園長1名 主任1名 保育士13名 看護師2名
栄養士1名 調理員2名 事務員1名 保育補助4名
計25名

嘱託小児科医 あいわクリニック
住所 沖縄県中頭郡西原町字池田766-2
TEL 098-946-5558

(医師) 伊佐 真之先生

嘱託歯科医 池田歯科クリニック
住所 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原435-3
TEL 098-914-3523

(歯科医師) 池田 美子 先生

2. 保育理念・保育基本方針及び園目標

保育理念

- ① 子どもたちの健やかな育成の手助けをします。
- ② 子どもたちの健康と安全を確保し、安定した心で自己発揮できる場を提供し、子どもたちの育ちを見守ります。
- ③ 家庭と協力し、自己を十分に発揮しながら感情を抑制のできる健全で豊かな人間性を持った子どもたちの育ちを援助します。

保育基本方針

- ① 快適な環境の中で、園と家庭が一貫したリズムで、気持ちよく過ごす。
- ② 一人一人の子どもの気持ちを十分に受け止め、愛情行動や信頼関係を強めながら、月齢・発育段階に応じた、人や物への関心や関わり方が広がるようにする。
- ③ ゆったりとした環境のもと、自然との触れ合いを大事にしながら、友達との関わりの中で遊ぶ楽しさを味わい、ルールを覚え、意欲が育つように援助する。
- ④ 楽しみながら、力いっぱい体を動かして遊ぶようにする。

保育目標

- ① 自分の気持ち表せる子ども
- ② 自分も友達も大切にできる子ども
- ③ のびのびと遊べる子ども



4. 保育園の生活時間（月～土）

保育 短時間	保育 標準時間	時間	0歳児	1・2歳児	3.4.5歳児		
時間延長 サービス		7:00	順次登園	順次登園	順次登園		
		7:30	視診	視診	視診		
		8:30	おやつ	おやつ	遊び		
保育 短時間	保育 標準時間	9:00	遊び	遊び	遊び		
		10:00					
		11:00	給食 沐浴	給食 体拭き			
		11:30	睡眠	睡眠	給食 体拭き		
		12:00			睡眠		
		12:30					
		14:30	目覚め	目覚め	目覚め		
		15:00	おやつ	おやつ	おやつ		
		15:30	着替え	着替え	着替え		
		時間延長 サービス		17:00	遊び 視診	遊び 視診	遊び 視診
					順次降園	順次降園	順次降園
18:00	延長保育			延長保育	延長保育		
18:15	間食 夕食			間食 夕食	間食 夕食		
20:00	保育終了			保育終了	保育終了		

※ 一年を通してお子さんの個人差・年齢・活動内容・時期により多少の時間差があります。これは基本的な生活の時間の目安です。

※ 土曜日の保育時間は7:00～19:00(延長保育18:00～19:00)

土曜日の延長保育または19:00以降の延長は相談を受け付けています。



5. 園生活の手引き



(1) 保育時間について

- ① 開園時間は7：00～20：00です。18：00～20：00までは延長保育となります。職員はシフト制で保育にあたります。

保育短時間認定の方の保育時間は、9：00～17：00です。(8時間)

保育標準時間認定の方の保育時間は、7：00～18：00です。(11時間)

それぞれの保育時間を超えて保育園を利用される場合は延長保育(有料)になります。

延長保育、夕食ご利用の際には別途申請が必要となります。

お子様の人数に合わせた人員配置をとっているため、お申し出されている時間の変更をされる場合は、事前に届けてください。

- ② 延長保育・夕食のご利用についての詳しい内容は 『10. 利用料について』 をご覧ください。

(2) 登園時間について

登園は9時半までをお願いします。遅くなる時やお休みをする際は、9時15分までに連絡をしてください。登園時には必ず職員に声をかけ、お子さんの健康状態をお伝えください。

病気の場合は、症状を詳しくお知らせください。

(5) 休園日について

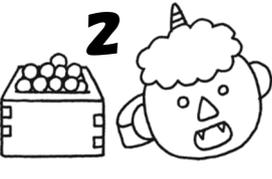
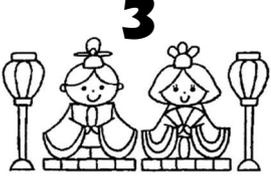
日曜日・祝祭日・慰霊の日・年末年始(12月29日～1月3日)は休園となります。

(6) 保育園からの連絡などについて

- ① 年間の行事等については「年間計画表」、月の園の予定については「園だより」をご覧ください。また、健康だより・給食だよりも随時発行しますので参考にしてください。
- ② 連絡ノートは保育園で用意しますので、利用してください。連絡事項などは毎日目を通し確認の上、記入しお持ちください。保育園からは確認印だけの場合もありますがご了承ください。できるだけ口頭での連絡等をしたいと思えます。
- ③ クラス掲示も、日々ご確認いただきますようお願いいたします。

(7) 主な年間行事について

保育園では、日常の保育と調和のとれた内容の各種行事を行っています。それぞれの年齢や成長発達にふさわしい活動で、楽しく意欲的に参加でき、生活体験が豊かなものになるように配慮して実施しています。また、行事を通して日常の園生活に変化と潤いを持たせたいと考えています。

 <p>入園・進級を祝う会 こいのぼり掲揚式</p>	 <p>内科健診（予定）</p>	 <p>クラス懇談会</p>	 <p>歯科検診 七夕の集い</p>
 <p>水遊び</p>	 <p>内科健診（予定）</p>		 <p>園外保育 個人面談</p>
 <p>クリスマス会</p>	 <p>ムーニー作り 歯科検診</p>	 <p>豆まき</p>	 <p>ひなまつりの集い 卒園式</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 誕生会 : 月1回（第3水曜日） • 避難訓練 : 月1回 • 身体測定 : 月1回 		

*上記の年間行事は実施月が変更となる場合があります。

*個人面談・相談は随時行っております。

*保育参加（毎週水曜日）※保育参加に来られる方は事前にお伝えください。

(8) 提出物について 提出物は指定期日を守って、ご提出をお願いいたします。



6. 食事について

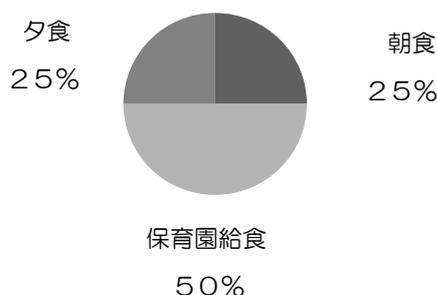
保育園では、子どもたちが少しでも食べ物に親しみ、興味をもって楽しく食べることを通じて食生活の自立を目指します。

(1) 給食内容について

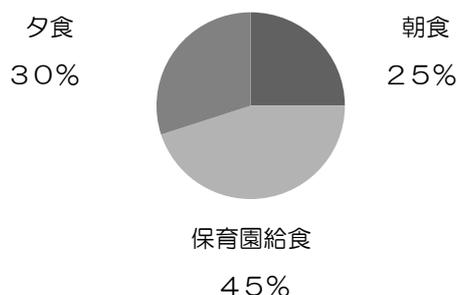
給食の基本は生きた食教育(食育の教材)です。そのために季節感(旬の味)行事食、様々な食品、味、郷土料理、世界の名物料理を伝えていきたいと考えています。又栄養価が整い安心・安全おいしい給食、地産地消など取り入れ和・洋・中、味のバランスや調理形態など、子どもたちが喜び食べやすいものを、提供いたします。さらに各年齢に合わせた給与栄養目標量を満たした献立を考えます。

昼食・おやつを合わせて、乳児は一日に必要な栄養量の約50%、幼児は約45%を目標に献立を作成します。

(乳児) 0～2歳児：完全給食
(主食・おかず・汁物)



(幼児) 3～5歳児：完全給食
(主食・おかず・汁物)



(2) 食事時間について

年齢区分	午前おやつ	昼食	午後おやつ	間食・夕食
0歳児	9:00	10:30～11:00	14:30	18:15
乳児1・2歳児	9:00	10:45～11:15	15:00	18:15
幼児3～5歳児		11:30～11:45	15:00	18:15

子どもたちの成長を見ながら順次遅くしています

(3) 食物アレルギー対応について

アレルギーのあるお子さまについては、医師の診断や指示に基づき、園長、主任、担任、栄養士、看護師と連携をとり、保護者の方と相談しながら対応させていただきます。

食物アレルギーの予防として除去食を行い、代替となる食品を取り入れ、栄養のバランスをとるようにします。

7. 保健について

子どもたちが元気で健やかに成長していけるように、保護者の皆様と保育園が寄り添いながら生活していきたいと思っております。健康に関しては、個人を大切にすると共に集団生活に関してお願い事項もたくさんありますがご協力をお願いします。

(1) 登園の目安について

朝は集団生活ができる状態での登園をお願いします。

[参考ポイント]

- 機嫌・食欲・睡眠状態・発熱・鼻水や目やに
- 下痢・便秘・腹痛・吐き気や嘔吐・発疹

(2) 主な保健活動

身体測定（毎月、但し生後6ヶ月までは2週間に1回行います）

頭囲・胸囲（4月・10月）

内科健診（春季・秋季）：嘱託医により

歯科検診（春季・秋季）：嘱託医により

尿・蟯虫検査（春季・秋季）

保健だよりの発行（月1回、必要時適時発行）

※結果は、“健康カード”にて、お知らせ致します。

ご覧になりましたら、サインをして速やかに保育園に返却下さい。

（保育園で保管いたします。）

(3) 薬の取り扱いについて

市販の飲み薬、目薬、軟膏類、貼り薬、座薬、虫よけスプレーや虫よけパッチ・リングなどはお預かりできません。日焼け止めはご家庭で塗ってから登園するようお願い致します。

風邪などの急性の病気については、各ご家庭で保護者の方が責任を持って飲ませてください。

ただし、経皮気管支拡張剤（ホクナリンテープ）の使用は24時間薬効があるため、そのまま登園をして頂いても構いませんが、使用している時は必ず連絡帳にご記入ください。

慢性疾患については、園児が薬を服用することで通常の生活を過ごすことができる場合には、医師と保護者の指示に従い与薬することもあります。

(4) 保育園からの連絡の目安

- ☆ 体温が37.6℃以上になりましたら状態を報告させていただき、38.0℃以上の発熱でお迎えをお願いしています。（子どもの状態や様子によって異なる）
- ☆ 熱性けいれんのあるお子さんは、37.6℃以上になりましたらお迎えをお願いします。（子どもの状態や様子によって異なる）
- ☆ 下記の状態ではご連絡させていただき、受診をお願いする事もあります。
目の充血や目やに、下痢や嘔吐、体の発疹、耳下の腫れ⇒感染症が心配です。
咳や、極端な不機嫌さや元気がないなどお子さんの様子を見て判断させていただくことがあります。
- ☆ 24時間以内に38℃以上の熱があったり、熱性けいれん予防薬（ダイアップ）を使用した場合は休ませることが望ましい。

(5) 感染症の病気について

①登園停止の病気

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺の腫脹が消失してから
結核		感染のおそれがなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること（抗菌薬を決められた期間服用する。7 日間服用後は医師の指示に従う）
腸管出血性大腸菌感染症（O157・O26、O111 等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数ヵ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

上記の疾患の場合は、保育園には登園できません。「登園許可証明書」が必要ですので再受診をし、医療機関で記入して頂いた登園許可証明書を持って、登園して下さい。

※「登園許可証明書」は保育園にあります。診断された場合は必ず園にお知らせください。

②その他の感染症への対応

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
アデノウイルス	潜伏期間は 2～14 日 高熱、扁桃腺炎、結膜炎	発熱、充血等の症状が消失した後 2 日を経過していること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん	感染力は弱いが発熱中は感染力がある	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前 24 時間から発病後 3 日程度まで最も感染力が強い)	発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで

※厚生労働省の感染症ガイドライン

【注意】 * とびひや水いぼは、医師の指示に従って下さい。

とびひに関しては、汁によって感染するものなので、汁が他につかないようにガーゼ等で覆ってきて下さい。

* 頭シラミは、季節に関係なく帽子や衣類、タオルなどを介して発生します。

かゆみを伴いますので、頭を度々かいていたら気を付けて見てください。見つけた場合は、速やかに皮膚科を受診して、駆除薬やシャンプーなどでの駆除をお願いします。

感染症の発生や健康情報などは、注意喚起のため発生報告をクラスや玄関に掲示させていただきます。必ずご覧ください。

(6) 予防接種について

- ☆ 医師と相談しながら予防接種をすすめていきましょう。
- ☆ 接種後、異変の可能性がありますので、接種後 30 分程度、体調の様子をみてから登園をお願い致します。
- ☆ 予防接種をした場合、担任（または看護師、園長、主任）までお知らせください。

(7) 保育中のケガについて

保育園で転んだり、ぶつかったりなどのケガの処置は、洗浄・絆創膏を貼る・冷やす等の応急処置程度です。

自宅に帰ったら絆創膏を剥がして傷の状態を確認し、処置してあげてください。

また、職員も十分注意していますが、病院を受診しなくてはならないケガを負ってしまった時には、すぐに保護者に連絡を取り受診先を決定いたします。連絡はいつでも取れるように心がけて下さい。

【お願い】 ※ケガを防ぐ意味でも体に合ったサイズの洋服や靴を用意してください。

※伸縮性のある素材を選びましょう。

※できるだけ、フード付きやひも付きは避けてください。

※爪は短く切っておいてください。

※髪留めは、硬いものや、鋭角の物は避けてください。



【病院を受診する場合】

- ☆ 保護者の方にお子さんの状態を報告させていただきます。受診病院は、相談の上決定します。
- ☆ ケガの程度によっては、保護者の方に病院にお越しいただく場合があります。
- ☆ 受診する際は、保険証を使用させていただきます。
- ☆ 受診にあたり、**【災害給付制度】**を適用できる場合があります。

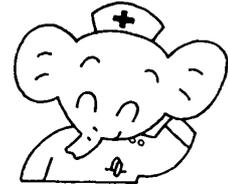
SIDS（乳幼児突然死症候群）について

0、1、2歳児クラスは、年間を通し睡眠時の確認をしております。

(8) 保険について

管理責任者として以下の保障制度（保険）に加入しています。

- ① 独立行政法人日本スポーツ振興センター（学校安全会）
- ② ほいくのほけん（全国私立保育園連盟）



① 独立行政法人日本スポーツ振興センター（学校安全会）

【給付の対象となる災害の範囲と給付金額】

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・ 医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に「療養に要する費用月額1/10」を加算した額
疾病	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもののうち、厚生労働省令で定めるもの ・ 保育園給食等による中毒 ・ ガス等による中毒 ・ 熱中症 ・ 溺水 ・ 漆等による皮膚炎 ・ 異物の嚥下又は迷入による疾病 ・ 外部衝撃等による疾病 ・ 負傷による疾病	・ 入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	保育園の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 3,770万円～82万円 （登降園中の災害の場合 1,885万円～41万円）
死亡	保育園の管理下の事件による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円（登降園中の災害の場合 1,400万円）
	突然死 保育園の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800万円（登降園中の災害の場合 1,400万円）
	保育園の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400万円（登降園中の災害の場合も同様）

②ほいくのほけん(全国私立保育園連盟)【保育園賠償責任保険・保育園児団体傷害保険】

※地震セット

園賠償責任保険 ※相手方への賠償など ※免責金額なし	対人	施設	1名・1事故	10億円
		生産物	1名・1事故	10億円（保険期間中）
	対物	施設	1事故	1000万円
		生産物	1事故	1000万円（保険期間中）
	見舞金費用		1名	10万円
	見舞金費用以外の初期対応費用		1事故	10万円
	管理財物補償		1事故	100万円
人格権侵害補償		1名・50万円	1事故・1000万円	
園児団体障害保険 ※園児のケガの補償など	死亡・後遺障害			230万円
	入院	1日あたり		3000円
	通院	1日あたり		2000円
	0-157等	補償		有り

※保険料につきましては、変更することがあります。



9. 持ち物について

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
フェイスタオル(1枚)	○	○	○	○	○	○
ハンドタオル(2枚)	○	○	○	○	○	○
エプロン	○	○	/	/	/	/
紙オムツ・紙パンツ(5~7枚程度) ※すべてに名前を記入してください。	○	○	○	△	/	/
着替え(肌着・上着・ズボン・綿パンツ)	○	○	○	○	○	○
連絡ノート	○	○	○	○	○	○

※ △は、必要に応じて準備してもらう物です。

※ 敷き布団・シーツに関しては保育園で用意致します。

◎ タオルケットや毛布、おねしょマット(防水シート)はご家庭でご準備下さい。

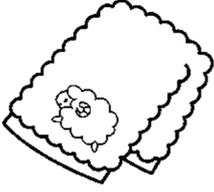
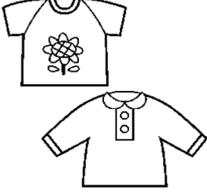
☆お願い☆

- ①持ち物には見やすい場所に、名前を大きく書きましょう
- ②名前が落ちないように、油性ペン等を利用して記名をお願いします。
- ③持ち物すべてに、名前を記入してください。



クラス別持ち物一覧表

☆りすぐみ (0歳児)

	フェイスタオル 1枚		ハンドタオル 2枚
	着替え 5組 肌着・上着・ズボン ひも付き・フードのないもの		エプロン 2枚 延長保育利用+1枚 ※袖なしで首のところがマジックテープでとめられるもの
	紙オムツか紙パンツ (10枚) ※すべてに名前を記入してください。		連絡ノート
	かばん 持ち物が入る大きさ		

着替えについて

- 着替えは、汗をかいた場合や、汚れたときに着替えます。
- 素材は、木綿のものを選びましょう。
- Tシャツは保温力・吸湿性がひくいため、肌着の準備をお願いします。
- ロンパース・つなぎ型ズボン・つりズボンは、活動しにくいので上下に分かれた衣服をお願いします。
- 柔らかい素材で、ウエストがゴムのものを用意してください。(脱ぎ着がしやすい為)
- ひも付き・フード付の衣服は引っかかる等の事故につながりやすいので、ひも・フードなしの衣服をお願いします
- спанコールなどの装飾品がついている衣服は、装飾品が落ち誤飲の事故が起こりうる事があるので、装飾品のついた衣服はお控えください。

☆うさぎぐみ (1歳児)

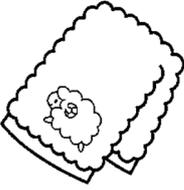
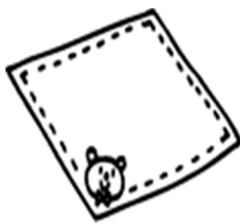
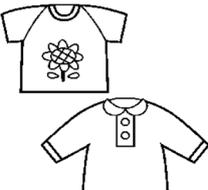
	<p>フェイスタオル1枚</p>		<p>ハンドタオル2枚</p>
	<p>紙パンツ 5~7枚 ※すべてに名前を記入してください。</p>		<p>エプロン2枚 ※袖なしで首のところがマジックテープでとめられるもの</p>
	<p>着替え5組 肌着・上着・ズボン 綿パンツ (必要に応じて)</p>		<p>連絡ノート</p>
	<p>かばん ※持ち物が入る大きさ</p>		

着替えについて (全クラス共通)

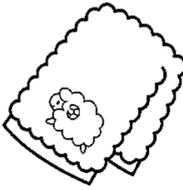
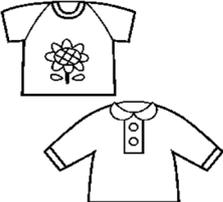
- Tシャツは保温力・吸湿性がひくいいため、肌着の準備をお願いします。
- ズボンは、つなぎ型・つりズボンは、活動しにくいので上下に分かれた衣服をお願いします。
- 柔らかい素材で、ウエストがゴムものを用意してください。(脱ぎ着がしやすい為)
- ひも付き・フード付は引っかかる等の事故につながりやすいので、ひも・フードなし衣服をお願いします。
- 持ち物の枚数は、子どもの活動状況に合わせて枚数が変わってくる事があります。
- スパンコールなどの装飾品がついている衣服は、装飾品が落ち誤飲の事故が起こりうる事があるので、装飾品のついた衣服はお控えください。



☆こぐまぐみ (2歳児)

	フェイスタオル1枚		ハンドタオル2枚
	・紙パンツ 5枚程度 ・綿パンツ 5枚程度		・上着3枚 ・ズボン5枚程度 ※ひも・フードのない上着
	連絡ノート		リュック

☆ぱんだぐみ (3歳児)・きりんぐみ(4歳児)・ぞうぐみ(5歳児)

	フェイスタオル1枚		ハンドタオル2枚
	着替え 3組 下着・肌着・上着・ズボン ※ひも・フードのないもの		連絡ノート
	リュック		

10. 利用料（主食・延長保育・夕食）について

(1) 主食について

与那原町では主食費月額 500 円となっています。主食費は保育園で徴収いたします。主食費は、3 歳児～5 歳児の児童のみです。

主食費 500 円／月額（日割り計算はできません）

(2) 延長保育の利用料・夕食等について

延長保育とは、設定された保育時間を超えてお子さまをお預かりする事業です。延長保育の利用には下表のように料金が発生します。また、夕食を利用された方は利用料とは別に料金をご負担いただくこととなりますのでご確認ください。当園としてはお子さまの健康を第一に考えますので、延長保育（緊急時利用も含む）の時間になりましたら間食を提供いたします。なお、間食が不要な方はご相談下さい。夕食利用の際は、申請書が必要です。

(3) 利用料について

- 延長保育、夕食を希望される場合には、それぞれ申請書の提出をお願いいたします。
- 申請書は、前月の 20 日までに提出してください。
- 夕食を希望される方の延長保育の場合は、月ごとの「延長保育・夕食利用予定表」に記入して毎月提出してください。（申請書と同様に、前月の 20 日までに提出）
- 夕食を追加、キャンセルする場合は当日の午前 9 時までにご連絡ください。

[提出が必要な書類]

- ◎ 延長保育利用申請書-----（様式 1 標準時間認定・様式 2 短時間認定）
- ◎ 夕食利用申請書-----（様式 3）

※申請書類についての対応、提出は事務室にお願い致します。

利用登録	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用は、原則<u>事前登録制</u>です。 ・延長保育・夕食をご利用される方は「延長保育利用申請書」と「夕食利用申請書」の提出をお願いいたします。（前月の 20 日までに提出してください。）
利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・ ¥ 3 0 0 / 1 時間 ・ ¥ 3 , 0 0 0 / 月（1 時間利用） ・ ¥ 6 0 0 / 2 時間 ・ ¥ 6 , 0 0 0 / 月（2 時間利用）
夕食代	<ul style="list-style-type: none"> ・ ¥ 3 5 0 / 1 食 ・ ¥ 6 , 0 0 0 / 月
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料請求額のご案内は 2 カ月に 1 度お渡しします。 ・利用料のお支払い方法は、口座振替のみで 2 か月分の引き落としとなります。（奇数月の 10 日引き落とし）

☆短時間保育認定の方 ※「保育短時間」の保育時間は基本的に9：00～17：00までとなります。

与那原町 子育て支援課より

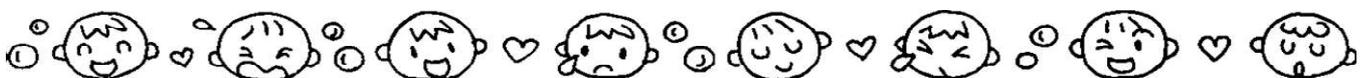
例（9：00～17：00で利用の場合）

7:00	8:00	9:00		17:00		18:00		19:00	20:00
延長保育(有料)		設定保育時間			延長保育(有料)				
①	②				③	④	⑤		
						間食		夕食(有料)	

☆標準時間保育認定の方

7:00	8:00	9:00		17:00		18:00		19:00	20:00
設定保育時間						延長保育(有料)			
						④	⑤		
						間食		夕食(有料)	

- ① 登降園の際はタイムレコーダーで、タイムカードを押してしてください。
- ② 延長保育の申請をされていない方は、利用の際に申請書の提出をお願い致します。



11. 利用料の徴収方法について

- 利用料には、幼児主食代金、延長利用料、夕食代金、写真代、連絡帳カバー、独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金等が含まれます。
- 利用料請求額のご案内は2か月に1度お渡しします。
- 利用料のお支払いについては、口座振替でお願いします。

お支払い方法	
口座振替の場合	2か月分月末締め、翌々月10日に口座振替(奇数月の10日) <例> ※4・5月利用分 → 合計金額を7月10日に口座引落 ※卒園時(2・3月分)の利用分→卒園後の5月に口座から 引き落としされますのでご理解ください。 ※退園時は、退園月利用分を退園後に引き落としされます。

- 主食については月単位での金額になりますので、利用回数での日割り計算はできません。
- ※ 口座振替の締切の関係と手数料負担軽減の目的で、2か月分まとめて、2か月後に請求させていただきますので御協力をお願いいたします。途中退園された方についても同様に行う予定です。
- ※ 尚徳福祉会では口座振替を株式会社ジェーシービーへ委託しております。引き落としの際はJCB ゴウキンと表示されます。
- ※ **【ご利用可能金融機関】**

琉球銀行	沖縄銀行	海邦銀行	ゆうちょ銀行
------	------	------	--------

※保育料は与那原町より引き落としされます。保育料についてのお問い合わせは与那原町子育て支援課までご連絡をお願いします。

申請書類（様式1）

延長保育利用 申請書（標準時間認定）

年 月 日

保育園与那原ベアーズⅡ園長殿

保護者氏名 _____

クラス _____ 園児氏名 _____

下記の通り、延長保育の利用申請をいたします。

変更開始年月： _____ 年 _____ 月 から _____

<標準時間認定> ◎該当する欄に○をしてください。

利用時間区分	金 額	利用
① 18:00~19:00	¥300/1時間	
	¥3,000/月	
② 19:00~20:00	¥300/1時間	
	¥3,000/月	

<延長保育利用の申請>

◎申請理由

	就労時間 () は土曜日	通勤時間
父	午前 時 分～午後 時 分 (午前 時 分～午後 時 分)	時間 分
母	午前 時 分～午後 時 分 (午前 時 分～午後 時 分)	時間 分

申請書類（様式2）

延長保育利用 申請書（短時間認定）

年 月 日

保育園与那原ベアーズⅡ園長殿

保護者氏名 _____

クラス _____ 園児氏名 _____

利用時間 _____

下記の通り、延長保育の利用申請をいたします。

変更開始年月： _____ 年 _____ 月 から

<延長保育時間>（短時間認定）◎該当する欄に○をしてください。

利用時間区分		利用
①	7:00～8:00	
②	8:00～9:00	
③	17:00～18:00	
④	18:00～19:00	
⑤	19:00～20:00	

※短時間認定の保育時間は、8時間となります。

<延長保育利用の申請>

◎申請理由

	就労時間 () は土曜日	通勤時間
父	午前 時 分～午後 時 分 (午前 時 分～午後 時 分)	時間 分
母	午前 時 分～午後 時 分 (午前 時 分～午後 時 分)	時間 分

申請書類（様式3）

夕食利用申請書

※ 前月の20日までに申請書の提出をお願いします。
お子様一人につき、一枚ずつ提出してください。

年 月 日

保育園与那原ベアーズⅡ園長殿

保護者氏名

クラス 園児氏名

下記の通り、夕食の申請いたします。

変更開始年月： 年 月 から

注）夕食の利用にあたって

- * 1食350円となります。
- * 月ごとに「夕食利用予定表」をご記入の上、提出してください。
- * 利用予定を追加・変更・キャンセルされる場合は、職員に申し出て下さい。

【例】	4月		夕食			夕食
	1	月		16	火	
	2	火		17	水	
	3	水		18	木	
	4	木		19	金	
	5	金		20	土	
	6	土		21	日	
	7	日		22	月	
	8	月		23	火	
	9	火		24	水	
	10	水		25	木	
	11	木		26	金	
	12	金		27	土	
	13	土		28	日	
	14	日		29	月	
	15	月		30	火	

登園許可証明書(保護者用)

登園の際に、下記の登園届の提出をお願いいたします。

(なお、登園のめやすは、お子さまの全身状態が良好であることが基準となります。)

<p>登園届(保護者記入)</p> <p>保育園与那原ベアーズⅡ 園長殿</p> <p style="text-align: right;">入所児童氏名 _____</p> <p>年 月 日、医療機関名 : _____ において</p> <p>病名 : _____</p> <p>病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園します。</p> <p style="text-align: center;">保護者名 _____ 印又はサイン _____</p>	
--	--

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。保育園入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。

なお、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症○

病 名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
アデノウイルス	潜伏期間は2～14日 高熱、扁桃腺炎、結膜炎	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日を経過していること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状がある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

登園届（保護者記入）

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

【感染しやすい期間】症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）

【登園のめやす】発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで

登園届（保護者記入）	
保育園与那原ベアーズⅡ 園長殿	
クラス _____	児童氏名 _____
年 月 日、	
医療機関名 [_____] において	
病名 [インフルエンザ 型] と診断され、	
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。	
保護者名 _____	印又はサイン _____

インフルエンザ疾患用検温表

月日	/	/	/	/	/	/	/
a m	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
p m	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

インフルエンザの場合

○インフルエンザの薬を内服すると翌日には解熱することもあります。発症した翌日を 1 日目として 5 日間は感染力があると思われま。

○解熱した翌日を 1 日目として 3 日間は平熱であること。

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。なお、集団での保育所生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

個人情報について

当園では、個人情報の取り扱いについて定められた法令等を遵守するとともに、下記の個人情報取扱指針に従って個人情報の重要性を認識し、プライバシーに配慮した適切な取り扱いをします。入園時提出していただく書類につきましても個人情報保護法に基づいて目的以外には使用いたしません。保育上（写真、園だよりに掲載する名前など）における個人情報につきましては、随時確認させていただきます。

個人情報の取り扱い

運営上必要な範囲内で、かつ適法で公正な手段により個人情報を取得します。

（取得方法の例）

- ・入園にあたり必要書類にご記入・ご提出いただくことによる取得
- ・お問い合わせに対応するために電話の内容を記録することによる取得

個人情報の利用目的

取得した個人情報を次の目的（以下、利用目的）に必要な範囲を超えて利用しません。また、利用目的を変更する場合にはその内容をご本人に通知するか、掲示等により公表します。

- ・日常の保育を実施するにあたって必要な範囲での利用、管理
ロッカー、お誕生日カード、連絡ノート、
児童の健康管理に伴う園の嘱託医・歯科医への情報提供、
在園児保護者に配布する園からのおたよりなど保育に関する園内書類への掲載
- ・当法人が取り扱う保育サービスの案内、それに付帯・関連する各種案内・提供・管理
- ・問い合わせ、依頼等への対応
- ・その他、保護者の皆様との連絡・連携を適切かつ円滑に履行するため利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、保護者の同意を得るものとします。

個人データの第三者への提供

以下の場合を除き、保護者の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・当法人の運営遂行上必要な範囲内で、行政機関・業務委託先に提供する場合

<個人情報保護法第16条第3項>

- 一、法令に基づく場合
- 二、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 三、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 四、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をおよぼすおそれがあるとき。

苦情解決制度（保育サービス改善のためのシステム）

保育園では、日々保護者と連携を取り合い、信頼関係を築いていきたいと考えておりますので、日頃より気になること、疑問に思うことなどを教えていただきたいと思います。保育の質の向上の「気づき」と捉えて保育に活かしていきます。

1、目的

・利用者の権利擁護

苦情への適切な対応により、保育サービスに対する利用者への満足度を高めるとともに利用者の権利を擁護します。

・客観性・適正性の確保

苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることで保育園の信頼を高めるとともに、適正な運営の確保を図ります。

・サービスの改善

利用者からの意見・苦情等を十分配慮して、サービスの改善に活かし、より質の高いサービスの提供を目指します。

2、苦情の定義

苦情とは、保育園が提供する保育サービスの利用にあたり、利用者（保護者）からの苦情・不満・意見・要望などの申し出をいいます。

3、保育園の苦情受付相談の体制

（1）苦情受付担当者は主任保育士、苦情解決責任者は園長です。

利用者（保護者）からの意見・苦情などは随時受け付け、話し合いによる解決に努めます。

（2）苦情解決第三者委員は、法人が委託し2名の委員がおります。

苦情を申し出た利用者（保護者）や苦情解決責任者の求めに応じ、双方の話し合いへの立会また、利用者（保護者）は直接第三者委員の方へ申し出を行うことができます。

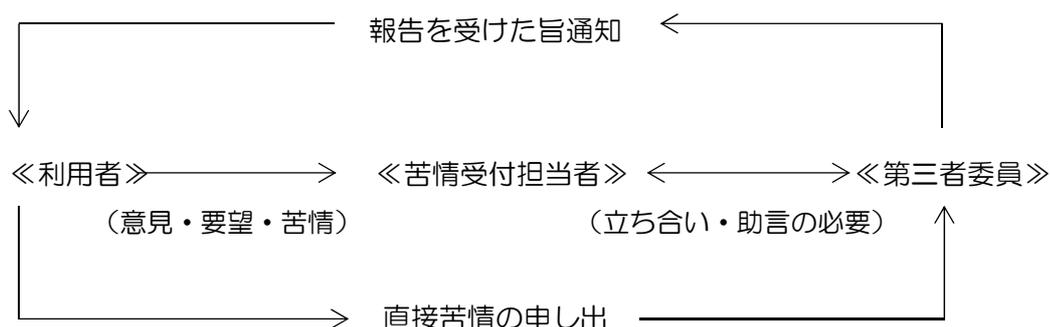
（3）法人のホームページから、直接本部に問い合わせることができます。

社会福祉法人尚徳福社会ホームページ【<http://sfg21.com/>】

4、苦情解決第三者委員

- ・新里 敏昭（上与那原区区长） 電話番号：098-945-8893
- ・島袋 弘子（元那覇市公立保育士） 電話番号：090-5474-2494

5、苦情解決のための仕組み



特別支援保育事業

- 障害や発達上の支援を必要とする子どもとその支給認定保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行います。利用する子どもや支給認定保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行います。
- 支給認定保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、支給認定保護者の状況に配慮するとともに、利用する子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、支給認定保護者との信頼関係の構築及び維持に努めます。
- 保育方針、園児の成長、健康、栄養状況や行動等について、職員と保護者との連携を密にして取り組みます。
- 必要に応じて、専門機関からの指導や助言を受けながら対応にあたります。

一時預かり事業

一時保育とは、保護者等のパート就労や疾病・入院等により、一時的に日中家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために、保育所で就学前のお子さんをお預かり（保育）する制度です。

利用方法は、あらかじめ保育園に『利用登録申請』を行い、利用時には予約後必要な書類を添付してご利用いただきますが、緊急の場合には登録申請と利用申請を同時にすることも出来ます。

小学校との連携

保育園と小学校の関係者が直接的に交流し、双方における生活・学びの実情や子どもの育ちの歩みと見通しについて、互いに理解を深めます。

地域活動事業

異年齢児交流、郷土文化伝承活動や家庭への育児講座等を行います。